

○国土交通省告示第七百七十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の二第一号ハ、第二号ロ及び第三号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日

国土交通大臣 太田 昭宏

題名中「並びに屋根ふき材」を「、屋根ふき材、特定天井」に改め、「脱落」の下に「並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落」を加える。

制定文中「並びに屋根ふき材」を「、屋根ふき材、特定天井」に改め、「脱落」の下に「並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落」を加える。

第一中「並びに屋根ふき材」を「、屋根ふき材、特定天井」に改め、「脱落」の下に「並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落」を加え、同第一号ハ中「並びに令第二百二十九条の八第一項」を「、令第二百二十九条の八第一項並びに令第二百二十九条の十二第一項第六号」に改め、同第二号を次のように改める。

二 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところ

ろによる。

イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和四十六年建設省告示第百九号に定める基準に適合すること。

ロ 特定天井については平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三に定める基準に適合すること又は令第三十九条第三項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、増築又は改築をする部分以外の部分の天井（新たに設置するものを除く。）であつて、増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しているもので当該天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープその他の天井材（当該落下防止措置に用いる材料を除く。）の落下による衝撃が作用した場合においても脱落及び破断を生じないことが確かめられた部材の設置により、天井の落下を防止する措置をいう。）が講じられているものにあつては、この限りでない。

第二中「並びに屋根ふき材」を「、屋根ふき材、特定天井」に改め、「脱落」の下に「並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落」を加え、同第三号中「屋根ふき材」の下に「、特定天井」を加える。

第三中「並びに屋根ふき材」を「、屋根ふき材、特定天井」に改め、「脱落」の下に「並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落」を加え、同第三号中「屋根ふき材」の下に「、特定天井」を加える。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。